

^{金融庁月刊オンライン広報誌} アクセス FSA 第 153 号 (2016 年 3 月)

http://www.fsa.go.jp/access/index.html

Contents

- P2 フォトギャラリー
- P3 トピックス
 - (1) 振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金事業の見直しについて
 - (2) 第36回金融審議会総会・第24回金融分科会合同会合について
 - (3) 平成 27 年金融商品取引法改正等による「適格機関投資家等特例業務(いわゆるプロ向けファンド)」及び「特例投資運用業務」に関する新制度の導入について
 - (4)「金融仲介の改善に向けた検討会議」(第2回)の開催について
 - (5)「会計監査の在り方に関する懇談会」(第4回)の開催及び「会計監査の在り方に関する懇談会」提言の公表について
 - (6) 「地域の成長マネー供給促進フォーラム」名古屋開催について
- P7 皆さんご注意下さい! & 情報提供のお願い
- P11 金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ
- P12 お知らせ

フォトギャラリー



2月8日 第36回金融審議会総会にて、岩原会長より 報告書をお受け取りになる牧島政務官

トピックス

(1)振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金事業の見直しについて

預保納付金事業については、第3次犯罪被害者等基本計画の策定に向けた議論等を通じて、 その見直しを求める意見が寄せられていました。このような状況を踏まえ、平成27年11月 に、内閣府大臣政務官(金融担当)・内閣府大臣政務官(犯罪被害者等施策担当)・財務大臣 政務官をメンバーとする「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」が設置されました。同プロジェクトチームでは、預保納付金の取扱い等 について、これまでの運用状況等を検証し、犯罪被害者等の支援の充実に向けた方策が議論 され、平成28年3月17日に報告書がとりまとめられました。

預保納付金事業の見直しに関する報告書の主な内容は以下のとおりです。

(1) 奨学金事業

奨学金事業を貸与制から給付制に移行します。

- 給付水準
 - ▶大学生について、国立大学の授業料を賄える水準

大学生:月額5万円、大学院生:月額5万円

高校生:月額2.5万円(私立)、1.7万円(国公立)

- ▶入学時に一時金を支給(大学生は30万円)
- ・受給資格:犯罪被害者等の子供(高校生から大学院生)であって、学費の支弁が困難となった者
- (2) 団体助成事業

団体助成事業において、従来、原則として人件費は助成対象とはしていませんでしたが、相談員の育成費(雇用経費)を助成対象に追加します。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「金融庁の政策一覧へ」の中の「犯罪被害者等の支援事業について」から「「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」報告書の概要」・「「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」報告書」にアクセスしてください。

(2) 第36回金融審議会総会・第24回金融分科会合同会合について

平成28年2月8日に、第36回金融審議会総会・第24回金融分科会合同会合を開催し、諮問事項に対する報告、国際金融規制改革の最近の動向についての説明が行われました。

1. 諮問事項に対する報告について

「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」および「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」の検討結果について、それぞれ座長より報告がなされ、報告書が了承されました。

「ディスクロージャーワーキング・グループ」の審議状況等について、事務局より報告されました。

- 2. 国際金融規制改革の最近の動向について 国際金融規制改革の最近の動向について、事務局より説明されました。
- ※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「審議会・研究会等」の中の「金融審議会」から「<u>第36</u> 回金融審議会総会・第24回金融分科会合同会合議事次第」(平成28年2月8日)及び<u>議事録</u> にアクセスして下さい。
 - (3)平成 27 年金融商品取引法改正等による「適格機関投資家等特例業務 (いわゆるプロ向けファンド)」及び「特例投資運用業務」に関する新制度の 導入について

通常、ファンド業務(ファンドの運用や販売勧誘)を行う場合には、金融商品取引法の厳格な登録が必要ですが、一定の要件を満たすことにより、簡易な届出のみでファンド業務が行える業者を、適格機関投資家等特例業者(「いわゆるプロ向けファンドの届出業者」)といいます。

届出業者については、悪質な業者により、

- ○届出は提出されているが、実際には適格機関投資家からほとんど出資を受けていない、詐欺 的な勧誘が行われるなど、業者の人的・財産的基礎に問題が伺われる
- ○出資金が契約とは異なる投資、ファンドと無関係の会社経費・私費・他の顧客への配当・償 還等に流用される
- ○投資経験の乏しい一般投資家や高齢者が被害にあっており、その被害回復は極めて困難であることが多い

といった投資者被害等がこれまで報告されておりました。

こうした状況を踏まえ、届出業者に対する規制を強化すること等を内容とする金融商品取引法の一部を改正する法律(「平成27年改正金商法」)が平成27年5月27日に成立し、同年6月3日に公布されました。なお、今回の法改正は、届出業者だけでなく、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)附則第48条第1項に規定する業務を行う業者(特例投資運用業者)にも適用されます。

金融庁では、今回の法改正に関連する政令・内閣府令案及び監督指針案を公表し、広く意見募集を行いました(パブリック・コメントの募集期間:平成27年11月20日~同年12月21日)。 寄せられたご意見等を受けて、平成28年2月3日、パブリック・コメントに対する当庁の考え <u>方</u>を公表するとともに、同日付で政令・内閣府令案及び監督指針案の内容の一部を見直して公布を行い、政令により一部の経過措置が置かれているものを除いては、平成28年3月1日から施行されました。

平成27年改正金商法等の概要について

《施行日》 28年3月1日

金融商品取引法の一部を改正する法律 (平成27年5月27日成立・6月3日公布)

プロ向けファンド の届出者の要件

- 欠格事由(業務廃止命令を受けて から5年間、刑事罰に処せられてか ら5年間等)の導入
- 届出書の記載事項の拡充・公表

適格機関投資家 の位置付け

○ 実態を伴わない適格機関投資家 排除のため、適格機関投資家の範 囲や要件を設定

届出者に対する 行為規制

- 適合性の原則、リスク等の説明義 務等の導入
- 事業報告書の作成・提出、帳簿書類の作成等

問題のある業者 への対応

- 監督上の処分(業務改善命令等) の道 λ
- 無届出・虚偽届出に係る罰則の引 上げ(懲役1年以下→5年以下)等

政令・内閣府令のポイント

- 当局によるファンドの実態のより適切な把握のため、以下の届出を義務付け
- ➤ ファンドの投資内容・勧誘対象
- ▶ ファンドに出資する全ての適格機関投資家(いわゆるプロ)の名称
- ➤ 役員等の履歴書、欠格事由に該当しないことの確認書面
- ➢ 適格機関投資家が投資事業有限責任組合のみである場合、運用資産残高を 証する書面 等
- 投資家等がファンドの実態を確認できるようにするため、以下の公表を義務付け
- ➤ 代表者の氏名、主たる営業所・事務所の住所、電話番号、HPアドレス
- > ファンドの事業内容、適格機関投資家の数等
- 実態を伴わない適格機関投資家として特に問題が多く認められる投資事業有限 責任組合の排除等のため、以下の場合はプロ向けファンドとして認めない(=要登録)
- ➢ 適格機関投資家が投資事業有限責任組合のみであって、5億円以上の運用 資産残高(借入れを除く)を有しない場合
- ▶ プロ向けファンドの届出者と密接に関連する者等からの出資割合が2分の1 以上の場合
- 〇 作成すべき帳簿書類として、顧客勘定元帳、運用明細書等を規定
- 〇 提出すべき事業報告書の内容として、ファンドの詳細情報(資産構成等)を規定
- 公表すべき説明書類の内容として、出資金払込口座の所在地や資金の流れ等 を規定

《○ プロ向けファンドに出資できる者の範囲を、以下の者に限定

- ➤ 上場会社、資本金又は純資産5千万円以上の法人
- ➤ 証券等口座開設後1年以上経過し、投資性金融資産を1億円以上保有する個人
- ▶ 特例業務届出者の親会社等、子会社等、これらの役職員 等
- ベンチャー・ファンドに係る出資者の範囲については、上記のほか、上場会社の 役員、会社の財務等に1年以上直接携わった役職員等を特例的に追加
- ← 特例適用の条件として、ファンドのガバナンスの確保、決算情報の開示、監査 の実施、公認会計士名の公表等、相応の体制整備がなされていることを規定

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「<u>適格機関投資家等特例業務等を行うみなさまへ</u>」や、「詐欺的な投資勧誘等にご注意ください!」の「<u>適格機関投資家等特例業者に対する対応を強化!</u>」にアクセスしてください。

出

資

者

0

(4)「金融仲介の改善に向けた検討会議」(第2回)の開催について

「金融仲介の改善に向けた検討会議」は平成27年12月21日に開催した第1回会合に続いて、28年2月22日(月)に第2回会合が開催されました。同会合では、地方創生に関する地域のグランドデザインづくりへの地域金融機関の参画状況や企業ヒアリングの中間結果報告に対して議論が行われました。

なお、会議は非公開ですが、会議後、議事要旨を金融庁ウェブサイトにて公表しています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「審議会・研究会等」から「<u>金融仲介の改善に向けた検</u> 討会議」にアクセスしてください。

(5)「会計監査の在り方に関する懇談会」(第 4 回)の開催及び「会計監査の 在り方に関する懇談会」提言の公表について

本年3月8日に、第4回「会計監査の在り方に関する懇談会」を開催し、懇談会における会計監査の信頼性確保のための取組みについての議論を取りまとめ、提言を公表しました。

提言において、会計監査の信頼性確保のための取組みは、以下の 5 つの柱に整理されています。

- (1) 監査法人のマネジメントの強化
- (2) 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実
- (3) 企業不正を見抜く力の向上
- (4)「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック
- (5) 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

主なポイントとしては、まず、金融庁のリーダーシップのもと、「監査法人のガバナンス・コード」を策定し、監査法人のマネジメントの強化を図ることとされています。また、株主による監査人の選解任が適切に行われるよう、企業や監査法人等による会計監査に関する情報提供を充実させることも提言されています。監査法人のローテーション制度については、我が国においても有効な選択肢の一つであるとした上で、まずは諸外国の最近の動向も踏まえつつ、制度導入のメリット・デメリット等について、金融庁において調査・分析を行うべきであるとされています。

詳細は、金融庁ウェブサイトの「公表物」→「審議会・研究会等」→「<u>会計監査の在り方に</u> 関する懇談会」にアクセスしてください。

なお、会議は非公開ですが、会議後、議事要旨を公表しています。

(6)「地域の成長マネー供給促進フォーラム」名古屋開催について

平成28年2月12日に、東海財務局(名古屋市)において、「地域の成長マネー供給促進フォーラム」が開催されました。

「地域の成長マネー供給促進フォーラム」は、最近上場した地元企業や、地元ベンチャー企業の経営者をはじめとし、取引所、証券会社、地域金融機関、ベンチャーキャピタル、行政当局等の関係者が一堂に会し、資本市場をめぐる現状や課題について幅広く意見交換を行うとともに、地域への成長マネー供給に係る取組事例の紹介・共有等を図るため、各地域で開催しています。過去には平成27年6月の福岡および大阪、同年12月に仙台で開催されました。

今回の名古屋開催では、東海地方のベンチャー企業など地元企業から企業の成長フェーズに 応じた資金調達、ベンチャーキャピタルや地域金融機関等から地域のベンチャー企業等に対す る成長マネー供給について、幅広い経験に基づく事例や課題が示され、活発な意見交換が行われました。例えば、「東海地方は、堅実だが保守的な地域性もあり、産業集積の高さに比して、ベンチャー企業やベンチャー投資が少ない」、「政府系金融機関が提供する資本性ローンや優先株式等のメザニンファイナンスはベンチャーにとって大変便利だった」、「前例のないビジネスで、創業時は金融機関や投資家の理解を得ることが難しかったが、事業計画を丁寧に説明して、志を共有してもらうことで、長く支えてもらった」などの意見が聞かれました。

皆さんご注意ください! & 情報提供のお願い

(1)その「もうけ話」、大丈夫ですか? 詐欺的な投資勧誘にご注意を!

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれ もご注意ください!

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。 少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお 勧めします。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。

・<u>こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わら</u>ないようにしてください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスを行うことや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。

• <u>こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関わらないよう</u>にしてください。

「ファンド(組合など)」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融 庁(財務局)の登録・届出を受けた業者に限られます。

• <u>これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関らな</u> いようにしてください。

・ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁(財務局) の登録を受けているかを確認できます。

免許・許可・登録等を受けている業者一覧 (金融庁ウェブサイト)

- ◎ なお、金融庁(財務局)の登録を受けている業者であっても、
 - その信用力などが保証されているものではありません。
 - •「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
 - 詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。

詐欺的な投資勧誘等にご注意ください! (金融庁ウェブサイト)

不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室(受付時間:平日 10 時~17 時)

電話 (ナビダイヤル): 0570-016811

※IP電話からは、03-5251-6811 におかけください。

FAX:03-3506-6699

(2)皆様からの情報提供が市場を守ります!

(イ) 情報提供窓口

<u>証券取引等監視委員会</u>では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

(注) 個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報提供窓口

https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

直 通:0570-00-3581 (ナビダイヤル)

※IP電話等からは、03-3581-9909におかけください。

代表:03-3506-6000(内線3091、3093)

FAX:03-5251-2136 郵送(共通):〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館



(ロ) 年金運用ホットライン

平成24年4月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口(年金運用ホットライン)を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm

直 通:03-3506-6627

電子メール: pension-hotline@fsa.go.jp

(ハ) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会 公益通報·相談窓口

http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm

直 通:03-3581-9854

FAX:03-5251-2198

電子メール: koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

このコーナーは、平成28年2月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています(多い順)。なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトのアクセス数の多いページ(過去の情報等)にアクセスしてください。

- 免許・許可・登録等を受けている業者一覧
- 無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について
- 金融モニタリング情報収集窓口
- 中小・地域金融機関の主な経営指標
- 「金融庁への役員等の氏名届出等に係る内閣府令等及び監督指針の 改正案」に対するパブリックコメントの結果等について
- 平成27事務年度 金融行政方針について
- 株式会社ディー・ディー・エス株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命 令の決定について
- 金融モニタリングレポートの公表について
- 監査法人及び公認会計士の懲戒処分等について
- 適格機関投資家等特例業務等を行うみなさま~ 適格機関投資家等特例業務、特例投資運用業務に関する法改正に伴う届出 方法の変更について

お知らせ

(1)金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

平成 27 年 9 月に公表した「平成 27 事務年度 金融行政方針」に基づき、金融庁が金融行政を遂行するに当たり、金融を取り巻く内外の環境変化に遅れをとらず、先取りする態勢を構築する観点から、金融行政に対する率直な意見・提言や批判等を金融行政に継続的に反映させる仕組みを構築するため、「金融行政モニター」を1月 29 日に設置いたしました。

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家(以下、6名)が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置することとし、寄せられたご意見等(匿名の場合であっても提出していただくことができます。)を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

金融行政モニター委員(敬称略)

井上 聡 弁護士(長島・大野・常松法律事務所パートナー)

翁 百合 ㈱日本総合研究所 副理事長

神田 秀樹 学習院大学法務研究科教授

永沢 裕美子 フォスター・フォーラム (良質な金融商品を育てる会) 事務局長

米山 高生 一橋大学大学院商学研究科教授

和仁 亮裕 弁護士 (伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー)

金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい 金融行政の遂行を目指しております。

目的

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家(以下、6名)が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

モニター委員

(敬称略) (敬称略) (敬称略) (敬称略)

井上 聡 弁護士(長島·大野·常松法律) 翁 百合 ㈱日本総合研究所 副理事長 神田 秀樹 学習院大学法務研究科教授

永沢 裕美子 フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)事務局長

米山 高生 一橋大学大学院商学研究科教授

和仁 亮裕 弁護士(伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー)

窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。

金融行政にご意見等をお持ちの方

事業会社

学識経験者シンクタンク

金融機関及びその職員

金融庁に対し、 直接ご意見等の提出を望む場合。 ご意見等の提出

金融行政モニター委員に対し、直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政ご意見受付窓口

URL: http://www.fsa.go.jp/monitor/ gyouseigoiken.html

ご意見等提出方法:電話、FAX、ウェブサイト、郵送電話番号:0570-052100(ナビダイヤル) (IP電話は、03-3501-2100)

FAX番号:03-3506-6699 ウェブサイト:上記URL参照

郵送先:

〒100-8967 東京都千代田区霞ヶ関3-2-1 金融庁金融サービス利用者相談室 「金融行政ご意見受付窓口」

金融行政モニター受付窓口

URL: http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html

ご意見等提出方法:電子メール 電子メールアドレス: kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

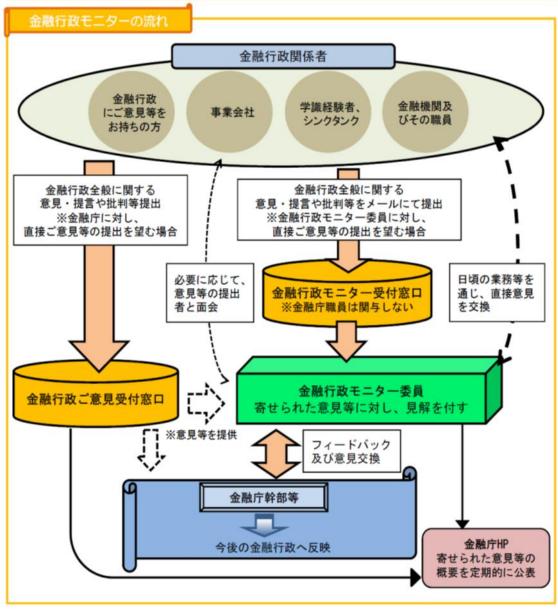
※ 英語でのご意見等も受け付けております。

金融行政モニター



金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等の取扱い等

- 金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等については、金融庁職員が関与することなく、金融行政モニター委員に直接届けられ、ご意見等の提出者の同意がない限り、金融庁職員が閲覧することはございません。(いただいたご意見等については、金融行政モニター委員及びその補佐を行うために特別に任用されたスタッフ以外には伝達しない等、金融庁の規則を定め、厳正かつ適切な守秘義務を課しております。また、匿名の場合であってもご意見等を提出していただくことができます。)
- ・いただいたご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部職員等へフィードバックされた後、 今後のよりよい金融行政の遂行のため活用させていただきます。
- 金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、いただいたご意見等のうち、主な意見等の概要を定期的に公表いたします。なお、公表にあたっては、ご意見等の提出者の同意があるものに限り公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表といたします。



お問い合わせ先 金融庁総務企画局政策課 金融サービス利用者相談室 Tel 0570-052100(ナビダイヤル) (IP電話は、03-3501-2100)

(2)中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しました。どうぞご遠慮なく、 ご相談ください。

- ●以下のような点について、ご質問・ご相談等はございませんか。
 - 1. 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
 - 2. 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
 - 3. 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容
- ●各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います。
- ●ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介いたします。 《受付時間》

平日9時~16時

※お問い合わせ先については、「<u>ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ!~中小企業</u> 等金融円滑化相談窓口のご案内~」にアクセスしてください。

(3)東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL:http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html)

◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL: http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html)



(4)メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス(日本語版・英語版)を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスFSAや、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券 取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報など が、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください!

	日本語版	英語版
金融庁	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail
		<u>Information Service</u>
証券取引等監視委員会	「メールマガジン配信サービス」	Subscribing to E-mail
		<u>Information Service</u>
公認会計士·監查審查会	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail
		Information Service

